

## 須坂市農業委員会 令和2年10月30日総会 議事録

- 1 招集 令和2年10月30日(金) 午後3時
- 2 開会 令和2年10月30日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和2年10月30日(金) 午後5時
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (13人)  
出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山	輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	16番	坂田	学
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	17番	春原	等
〃	2番	松田かよ	〃	10番	小林 昇	〃	18番	中村	嘉博
〃	3番	神林秀明	〃	11番	山岸幸子	〃	19番	櫻井	清一
〃	4番	返町 惇	〃	12番	神林清治	〃	20番	竹前	清孝
〃	5番	小林郁雄	〃			〃	21番	大澤	敏志

- 6 欠席した農業委員 9番 春原 博 委員  
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

- 7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について  
(→農業委員会許可)

議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申請→知事許可)

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴わない転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

- 9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

- 10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会10月総会を開会いたします。

本日の会議につきましては、春原委員から欠席の連絡がありましたが、農業委員総数 14 人中、過半数の委員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長 農振協議会の委員の皆様には引き続きの会議ということで、大変ご苦労様です。このところ天候もよくなり、農作業の大変お忙しいところ、10 月総会にご参集いただきありがとうございます。

議事の方がスムーズに進行できますようお願い申し上げまして、早速 10 月総会に移りたいと思います。

議長 10 月提出分の 4 議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、7 番市村修一委員、8 番斎藤稔委員をご指名申し上げます。

議長 それでは、議案第 23 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数 3 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございませうか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませうか。

5 番 No. 3 について、先月も議案で出ましたが、改めて営農計画と現在の営農状況を説明してください。

事務局 申請人の営農計画によると、先月の申請の隣接地で栗及びレンゲの栽培を計画しているとのことで、今回の申請地とあわせて利用し、道路に接した畑にするため取得したいとのことです。

営農状況ですが、千曲市に田 2.7 ヘクタールを所有し、畑に転換後、玉ねぎの栽培を計画しているとのことです。また、長野市に田 2.6 アールと畑 1.9 を所有されワインぶどう及び野菜を栽培されているとのことで、先月申請のあった市内の農地につきましては、野菜が 5 アール、栗、レンゲ 13 アールとなります。

労力については、本人と息子さんです。

5 番 農機具はどこにおいてありますか

事務局 バックホーは長野市保科地区、乗用草刈り機は高山村の農機具販売店で購入、耕運機は長野市の七二会地区で保管しています。

5 番 この方は他に建設業とか仕事を持っていますか。

事務局 申請者は、元は建設業でしたが、事業はほぼやっていないとのことです。

議長 推進委員さんで何かございませうか。

ないようですので、採決いたします。

議長 議案第 23 号の 3 件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。

よって、議案第 23 号の 3 件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第 24 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数 2 件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

- 3番 No.2について、自宅兼事務所へはコロナの関係もあって4トントラックしか使えなくなったということで既存道路の拡張ができないため、南側を通路敷とするものです。農地の立ち合いもしましたが、周辺は自己所有地で周辺農地への影響も特段見当たりませんのでよろしくお願いいたします。
- 議長 推進委員さんで何か補足説明がございますか。  
議長 以上で説明が終わりました。これより質疑意見に入ります。  
議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。
- 7番 営農計画書を見ますとほぼ修正がかかってないように見受けられます。  
3年目で173キロの収穫を見込んでいますが、とてもじゃないけどそれだけの収量は無理かなと思います。果樹農家、特にブルーベリーを栽培している方ならわかると思いますが、3年目で収穫できれば御の字かと思います。  
パネル下でのポット栽培ということで日照も十分とは言えず肥料をかなりやらないと173キロなんて無理な話だと思います。現実性のある数字を載せるべきと思いますがその点についてお尋ねします。
- 事務局 収穫量は県の生産計画に基づき平均単収を算出し、その8割を成木での収量として見込んでおり、3年目は成木の半分の量を見込んでいます。
- 7番 それだと、前回と同じ説明だと思います。3年目で1本の木で約1キロ収穫するということになりますが、ブルーベリーの1キロは相当な量です。  
営農計画を全部否定するわけではありませんが、収入金額に合わせて収量を調整したように思えます。どうしてもやりたいというのであればもう少し現実に即した数字で計画書を作成するようにご指導をお願いします。
- 事務局 毎年、申請者から報告をしていただくことになりますが、収量が足りなければ栽培本数を増やしていく必要があると本人も認識されております。
- 7番 実現性のある営農計画書を作成するようご指導をお願いします。
- 8番 面積の関係ですが、栽培面積が約409㎡で耕作面積が1651㎡となっていますが、この差は何ですか。
- 事務局 1651㎡についてはパネルのほか管理用通路も全部含めた面積、409㎡についてはパネル下の面積です。
- 10番 人家が近くにありますが、地区住民や区長への説明などはどうなっていますか。  
事務局 地区住民と区長さんへは説明済で隣接農地の同意は得ております。
- 5番 地域の平均収量の8割を下回らないとされますがその辺はどう考えますか。  
事務局 8割を下回ってしまうとこれ以降の転用の再申請は難しくなります。これを下回らないような営農計画としています。
- 5番 ということは地域の平均単収と8割というのは同じということですか。  
事務局 ブルーベリーについては須坂市での栽培実績もあまりないため、地域の平均収量については北信地区でデータがあればそれを使いますし、それもない場合は県全体のデータを地域の平均単収とします。その8割を下回らないよう営農計画では収量を記載しています。
- 5番 営農計画の収量は単純に地域というか県の収量の8割としているわけですか。  
事務局 そのとおりです。
- 5番 毎年の報告は、この営農計画の収量の2割減とならなければ良いということですか。  
事務局 営農計画で示している年ごとの収量を確保するということです。
- 5番 最終的な許可権者は県ですが、やはり農業委員会できちんと確認していくことが大事だと思います。  
事務局 制度の説明状況の欄に申請者へ説明済となっていますが、耕作しなければ撤去ということで一致しているということですね。
- 事務局 毎年、申請者から状況報告書を提出していただくことになりますが、地元の農業委員さんの現地確認や伝票等の提出もお願いすることになります。  
仮に耕作していないということであれば指導していくことになりすし、3年後

- の更新の際は認められないということになります。
- 5 番            なんでこんなに皆さんが心配されるかということ、全国的にソーラーシェアリングをして遊休農地をなくすことは大事ですが、一步間違うと、単に転用で太陽光施設ができてしまうということです。
- 事務局        ですから、毎年の報告は重みがありますし、ちゃんとやっていただきたいし、農業委員会にも報告していただきたいんですけれど。
- 事務局        申請者から報告がありましたら、総会または協議会の中で報告したいと思います。なお、申請者からの状況報告書に知見のある者の所見欄がありますのでJA職員または農業委員さんにこちらに署名いただくこととなりますのでよろしくお願い致します。
- 13 番         申請者はこのことを知っていますか。申請者によく話しておいてください。証拠書類をきちんと出してもらうよう、生産量がわかるような書類を提出してもらうようお願いしてください。
- 事務局        わかりました。
- 12 番         3年目にこれだけ収量あるとは思えませんが、3年目にダメだった場合に撤去するのか6年目にダメだった場合に撤去するのか、どういう風になるのですか
- 事務局        毎年の状況報告の中で計画通り生産しているかチェックしていきますが、3年目の状況がどうであればというのは、現状では申し上げられませんが、ちゃんとやっているのであれば3年後の更新は可能です。県に相談したところ、栽培状況が悪ければ3年更新ではなく1年ごとの更新で様子を見るということもあるとのことでした。
- 12 番         仮に3年目の収量がゼロだった場合はどうなりますか
- 事務局        毎年、状況を報告してもらいますので、1年目2年目の状況が反映されると思います。2年目までは順調で3年目に何らかの要因で採れなかったという場合は、理由によっては継続もあり得ます。やっていないということであれば、次の更新はないということになります。
- 12 番         営農計画では2年目までがゼロ、3年目にいきなり173キロということで、無理があると思いますが、これは妥当な数字ですか。
- 事務局        営農計画書によると、申請者は現在、露地でブルーベリーを栽培していますが、4アールで250キロの収量があります。10アールあたり600キロとなります。また、畑自体もきちんと管理されていて問題はないと判断しています。
- 12 番         3年目の収量がどうしても不自然なので、7番の委員さんも言われていた通り、もっと現実的な数字にした方が申請者にとって良いと思います。
- 事務局        収量が足りないということであれば、本数を増やすよう申請者に話したいと思います。
- 議長         推進委員さんで何かございますか。
- 21 番         実績が伴わなければどうなりますか。
- 事務局        実績が伴わなければ、まずは指導ということになります。それで更新不可になると言われると、他市町村の状況ですが、農業委員会で意見不可でも県では許可されていると聞いています。
- 15 番         確認ですが申請者の年齢はいくつですか。
- 事務局        70歳です。後継者として息子さんがいらっしゃいます。
- 15 番         申請者に何かあった場合、後継者が責任を負うかどうか確認が必要だと思います。誓約書的なものはありませんが、営農計画書に後継者として記載されています。
- 15 番         3年後、6年後に場合によっては撤去ということもご存じなんですね。
- 事務局        本人も承知していると思いますが、再度このことを話しておきたいと思います。
- 17 番         営農計画書の販売先の記載がありますが、委託販売先との契約書添付となっていますが、契約済みということでしょうか。
- 事務局        申請書類に委託先との販売委託の契約書が添付されております。
- 21 番         収量が問題になっていますが、計画書の地域の平均単収の数字は露地おけるものか、ポット栽培によるものか、どちらですか。営農計画書の収量の設定は高すぎる

- 事務局 と思います。無理しすぎると3年後にやっていけなくなってしまうように思います。  
県の果樹振興計画の収量を参考にしていますが、この数字は露地・ポットの区分けはありません。
- 21 番 おそらく県の指導指針に基づく数字だと思いますので、ポット栽培ではなく露地だと思えます。ポット栽培だと目標が高すぎて本人が困ってしまうように思えます。先ほどから現実性という話がありますが、もう少し減らした方が良いと思います。
- 事務局 数量については再度、県等と協議したいと思えます。
- 18 番 収量が少ないと申請はできないのですか。
- 事務局 地域の平均収量と遜色がない概ね2割減までであれば、パネルを設置しても栽培は良好だと判断されます。
- 議長 ほかはないようでありますので、採決いたします。
- 5 番 議案第24号のNo.1については重要案件ですので、それぞれ分けて採決していただきたい。
- 議長 委員さんから本議案については一括ではなく、それぞれ分けて採決をしてほしいとの発言がありましたが、そのようにしてよろしいでしょうか。
- (一同賛同)
- 議長 それでは、皆様の同意が得られましたので本議案については一括ではなく、それぞれ分けて採決を行います。
- はじめに、議案第24号のNo.2について、意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
- 挙手全員であります。
- よって、議案第24号のNo.2については意見可と決定しました。
- 次に議案第24号のNo.1について、「意見可と決定」するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
- 次に、「意見否と決定」するに賛成の農業委員さんは挙手願います。
- 次に、「審議保留」とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
- 意見可と決定0人、意見否と決定1人、審議保留11人であります。
- よって、本案件につきましては審議保留となりました。
- 議長 次に、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件を議題といたします。
- 事務局の説明を願います。
- (議案書に基づき朗読、説明。)
- 議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 推進委員さんで何か補足説明がございしますか。
- 議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。
- 3 番 農業委員さんで質疑意見はございせんか。
- No.1についてですが、学校の近くに駐車場を設置するということで、通学路となっていると思えますが、登下校の関係で危険性はありませんか。
- 事務局 読み聞かせの会の練習場として隣接建物を使うということで、時間的には登下校と重ならないとのこと。
- 8 番 No.1についてですが、以前取下げのあった案件ですが、以前の申請との関連はありますか。
- 事務局 前回の申請は、隣接建物と敷地を購入した法人が申請地を資材の積み下ろし場所にする計画でしたが、計画を断念して隣接地を今回の申請者に売却しましたので、関連性はありません。
- 議長 推進委員さんで何かございしますか。
- 20 番 No.1ですが、建物自体が大きいもので、わざわざ駐車場を確保しなくても建物を一部取り壊して駐車場にしても良いのではないですか。
- 転用が許可されたら買い戻されることはないですね。
- 事務局 そのようなことはありません。また、練習所と倉庫として利用する計画とのこと

で、事務局から建物が大きいので壊して駐車場に下さい等の指導はできません。議案第 25 号の 2 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第 25 号の 2 件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。よって、議案第 25 号の 2 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第 26 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数 7 件を議題といたします。

事務局 最初に、議案第 26 号の No. 1 から No. 6 の 6 件について、審議いたします。

事務局 事務局の説明を願います。

事務局 はじめに議案第 26 号の No. 3 について、貸人の書類関係の不備があったことから申請者の取下げ願いが提出されました。よって 6 件の審議をお願いします。

議長 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございましたか。

議長 ないようですので、これより質疑意見に入ります。

8 番 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

事務局 No. 5 ですが、借地料は 10 アールあたりですか、全体ですか。それと期間が 30 年ですが長すぎませんか。

事務局 借地料は 10 アールあたりです。期間については、最長 50 年まで認められる中で 30 年となっています。

12 番 No. 5 ですが、借人が法人で、貸人はその法人の役員になっていないのですか。

事務局 法人の登記簿の提出がありますが、役員にはなっていません。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、これより採決いたします。

議長 議案第 26 号の No. 1 から No. 2、及び No. 4 から No. 6 までの 5 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第 26 号の 6 件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第 26 号の No. 7 の 1 件について、審議いたします。

議長 事務局の説明を願います。

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございましたか。

議長 以上で説明が終了しました。これより質疑意見に入ります。

議長 農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5 番 所有者は 8 月に農地を購入し 2 か月後にここを売却するのですが、この辺は疑問に感じます。

事務局 買主は国道拡幅に伴い土地を売却していますが、経営上どうしても今までの経営面積が必要ということで購入することになりました。

5 番 経営基盤強化促進法の趣旨を改めて説明願います。

事務局 効率的かつ安定した農業経営を目指すため育成すべき多様な農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて経営改善をする者に農用地の集積や経営管理の合理化など経営基盤の強化を図るものということです。

5 番 そのとおりですが、経営基盤強化促進法でやっている以上、最低 3 年耕作すべきだと思います。

事務局 今回の申請地は前回とは別の土地で、自宅近くの申請地が経営上良いということから購入することになりました。前回と今回の申請ともに、それぞれの自宅の隣接地を購入されるということで経営効率からすると良いため経営基盤強化促進法の趣旨に沿っていると思います。

議長 推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 26 号のNo. 7 の 1 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手多数であります。

よって、議案第 26 号のNo. 7 の 1 件については、決定とすることに決しました。

議長

以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 11 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 1 件、報告第 12 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 1 件について事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

この件についてご質問はございませんか。ないようですので以上で報告を終わります。これをもちまして、10 月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。